江別市議会

第2回「市民と議会の集い」

平成27年11月6日

[報告書]



- I 議長・副議長の挨拶
- Ⅱ 開催概要
- Ⅲ 質疑事項および意見
- Ⅳ 参加者アンケートの結果

江別市議会/議会運営委員会

◎開会挨拶/三角議長

当市も昭和29年7月に市政制度が敷かれ、昨年でちょうど60周年を迎えたところでもございます。このような中、江別市議会といたしましても、本日は第2回目となります「市民と議会の集い」を開催させていただくことになりました。皆様方におかれましては、何かとお忙しい中時間を割いていただき、本日この集いに参加していただきましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。

この集いのきっかけは、平成21年7月に、江別市自治基本条例が制定され、その条例中の9条に議会の役割と責務が書かれてありますが、これを受けて、平成25年3月に私ども議会といたしまして江別市議会基本条例を制定させていただいたところです。この条例の中では、第3章、第5条の市民と議会の項目の中に、「議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする」となっております。市民の皆様からは日頃より、江別市議会ではどのようなことをしているのか、また議員はどのような活動をしているかということを問われることがございます。

議員個々におきましては、それぞれの立場で、後援会の方々や様々な立場のなかで日常の活動報告はこの間もされてきているところと思いますが、江別市議会としての取り組みは、今回が2回目となります。この市民と議会の集いの中では、議会の仕組み、そして各常任委員会がどのように日々、活動しているのかということを、皆様方につぶさにお知らせさせていただく機会として聞いていただきたいと思っています。今回はまた、開かれた議会ということで皆さんのご理解をいただき、この本会議場でこのように開催させていただきました。

限られた時間とはなりますが、皆様から忌憚のないご意見をいただき、これからも温かいご示唆を頂ければと思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げまして開会にあたってのご挨拶とさせて頂きます。

◎閉会挨拶/干場副議長

本日は、本当に多くの皆様にご参加をいただきました。先ほどもお話がありましたけれども、去年は35名、今日は60名半ばくらいかと思いますけれども、場所も違う、また曜日も違うということで参加を頂けたのかなと思っております。

前回も、本当に厳しい意見をいただきました。私達、今回春の選挙で新しくメンバーも変わりまして、また、若い議員も入って参りました。そうしたいろんなメンバーで議論しながら、いま議会活動をみんなで一生懸命取り組んでおります。地域性もありますけれども、議会としてしっかり議論できる仕組み作りも議会基本条例の中に盛り込み、少しずつですけれども前へ前へと進む努力もしております。ぜひ、アンケートにご意見をいっぱい書いてください。

そうしたご意見をお聞きしながら、来年11月か、もしくは複数回ということになるかもしれませんけれども、それも議論や工夫もしまして、皆さんとの対話ができるよう、努力をして参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、本当にどうもありがとうございました。

Ⅱ 開催概要

◎主催

江別市議会

◎日時

平成27年11月6日(金)13:30~15:00

◎場所

江別市議会本会議場(江別市役所本庁舎3F)

◎内容

開会挨拶:三角芳明議長

意見交換: 江別市議会の仕組みと役割 (議会運営委員会) / 角田一委員長

→ 議会の取り組みについての意見交換(意見交換内容についてもⅢに掲載)

議会報告:総務文教常任委員会報告 / 相馬芳佳委員長

生活福祉常任委員会報告 / 尾田善靖委員長

経済建設常任委員会報告 / 野村尚志委員長

→ 議会報告に対しての質疑応答 (質疑内容についてもⅢに掲載)

閉会挨拶:干場芳子副議長

◎参加者

67名の市民の皆様にご参加いただきました。なお議員は、報告者をはじめ27名全員が出席いたしました。

◎議会運営委員会

角田一委員長より、

- 1、市議会(地方議会)の役割
- 2、江別市議会の仕組み
- 3、議会運営委員会の概要
- 4、江別市議会改革の取り組み

以上の4件について資料の通り説明があり(資料については、P6~P19)、意見交換を通じてさらに議会内で議論しながらより良い議会をつくって行きたい旨の発言がありました。 以下、意見交換の概要です。

◇意見交換

参加者: 今回は二回目ということだが、今日のような取り組みはもっともっと頻繁にやって欲しい。開催時刻が金曜日の1時半では高齢者の方が多くなる。40~50代の人達が参加できるよう土日望む。本会議のインターネット中継は評価するが、議会がきわめて過度に形式的な面が強すぎると思うので、厳に慎んでほしい。形式的な質問と形式的な答に見える。

委員長:前回は土曜日の夜に行い、35名の参加だった。今回は100席用意し、60数名の参加。いかに多くの市民に参加していただけるか探っているところ。今回の集いは議場の中を見ていただきたい、議場の雰囲気を感じていただきたいということで、この場所で開催した。終了後、出された意見も集約し検証して次期の開催に反映させる。インターネット公開については限られた予算の中で一定の保存期間という制約はあるが、ユーストリームでのライブ中継・ユーチューブでの録画中継を行っている どのように市民に情報を提供できるか検討を続けている。

議会の中身については、議員それぞれに意見があるところなので、答えは控えさせてい ただく。

参加者:議会は市民の声を聞くと言われている。何かの問題に利害のある市民は意見があるはず。議員には、何らかの情報が入った時には住民の意見を聞いてほしい。

司会 : 意見として受け止め、各議員の活動に生かしていく

委員長:近所の空き家が荒れている。空き家に対する条例を議員でつくってほしい。

司会 : 意見として受け止めさせていただく

参加者: 今回、初めて来た。できれば年に数回、催してはどうか。議員のみなさんは、選挙の時は見えるが、日常の中でだんだん顔が見えなくなっていく。ホームページやブログをしている議員からある程度はわかるが、もっと広い動きは見えにくい。市民と議員が一堂に会するこのような場所をもっと増やしていただけると、生活していて市民の気が付いたこと、町をよくしたいという意見など、吸い上げやすくなるのではないか。

委員長: どういう形で市民の意見を吸い上げていくか、一緒に街をつくっていくかという ことはテーマになってきている。 S N S の活用も含め、いろいろな手法を研究しながら 市民のみなさんの声を把握できる議会をつくっていきたい。

~~議会の仕組、役割~~ 議会運営委員会

1.市議会(地方議会)の役割とは・・・

地方議会は、地方自治法により設置が義務付けされており、住民からの直接選挙で選ばれた議員で構成される合議体で、次のような役割を担っています。

(1) 住民を代表する機関

地方公共団体の長と同じく「議会の議員」についても、住民が直接これを選挙することが定められています。このように地方自治体は、執行機関の長と議決機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

(2) 地方公共団体の意思を決定する機関

執行機関の長が独任制であるのに対し、議会は複数の代表で構成される合議制の機関です。議会は、市長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、市が締結する契約等を審議しますが、審議の場に多様な市民の意見を反映させ、審議の過程でさまざまな意見を出し合い、その可否について決定する権限を有しています。

(3) 提言する機関

議会は、市長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけではなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権があります。 議会の政策形成機能の充実が重要になっており、議案の提案・修正などによる議会意思の表明など政策決定における大きな権限を有しています。

(4) 地方公共団体の内部機関

地方公共団体は、執行機関(行政)と議決機関(議会)とで構成されています。執 行機関と議決機関は常に対等であると言われますが、江別市を代表するのは市長で す。議会が、議論を尽くした上で議案を議決しても、それを江別市の施策として対 外的に実行するのは市長であり、議会は、縁の下の力持ち的な役割を担っています。

(5) 執行機関を監視する機関

議会は、主権者である住民に代わって執行機関を監視・評価し、執行機関の独走を チェックする機関でもあります。 具体的な例として、一般質問、議案に対する質 疑、委員会での審査、所管事務調査等が挙げられます。

(6) 公益に関する機関意思を決定する機関

国の各省庁や国会等に対し、公益に関することについて、意見書を提出することができます。住民の代表として住民の総意を背景に意見書を可決することは、議会として、とても重要なことです。

また、特定の問題について、多くの地方議会が意見書を可決して国の各省庁や国会等に提出することは、問題解決の糸口につながっていくものであり、住民が目的の 実現のために議会と協調していくことが必要です。

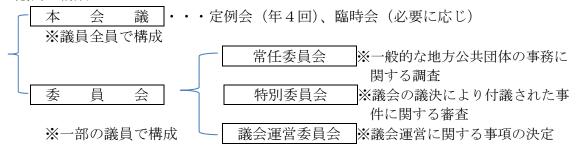
6

2. 江別市議会の仕組み

1の地方議会の役割を実行する為に、江別市議会は以下のような仕組みで構成されています。

- 任期 平成27年5月1日~平成31年4月30日
- ・条例定数 27名 (現員数27名)
- ・会 派 5会派(会派構成については別添資料を参照願います)
 - ※議会基本条例第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
 - 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
 - 3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

・議会の構成



3.議会運営委員会の概要

役割

議会の運営が円滑に行われるように議事の順序・進め方、その他議会運営上必要な事項に関して協議します。

今回の「市民と議会の集い」の開催、議会運営の改革や検討等も議会運営委員 会の役割となっております。

- ・定数 10名(※会派の人数により配分されています) (自民クラブ3名、民主・市民の会3名、公明党2名、江別未来づくりの会1名、 日本共産党議員団1名)
- 任期 2年
- ・委員名 委員長 角田 一 副委員長 宮川正子 委員 内山祥弘 尾田善靖 諏訪部容子 相馬芳佳 高橋典子 高間専逸 星克明 本間憲一

4.江別市議会改革の取り組み

近年、地方分権の進展とともに、地方自治体の裁量権が広がり、議会および議員の果たす役割の重要性がいっそう増していく中、江別市の自治の基本理念とルールを定めた「江別市自治基本条例」(平成21年7月施行)における議会と議員に関する規定を受けて、その具体的な方策が求められ、本市議会では、議会や議員の活動原則、市民や市長等との関係などの基本的事項のほか、委員会審査における自由討議や請願提出者の陳述機会の確保など、新たな試みを盛り込んだ「江別市議会基本条例」を平成25年3月25日に制定、議会における最高規範として平成25年4月1日より施行致しました。現在この基本条例の理念や目指すべき姿をより具体化するべく、議会運営の検討、改革を進めている所です。

これまでの取り組みの歩み

平成13年 ・政務調査費の交付に関する条例及び施行規則を制定

平成 15 年 ・議員定数を削減 (32 人から 29 人へ、法定数 34 人)

議会ホームページの開設

・議長公用車の廃止

平成18年 ・議会ホームページへの一般質問通告内容の掲載

平成 19 年 ・議員定数を削減 (29 人から 27 人へ、法定数 34 人)

・常任委員会の統合(4委員会から3委員会へ)

平成20年 ・費用弁償の内、市内日当の金額を2,300円から700円へ減額

平成21年 ・費用弁償の内、市内日当(700円)を廃止

議会海外行政調査派遣を廃止

平成24年・一般質問における一問一答方式の導入

・委員会傍聴者への資料提供(閲覧)の実施

平成25年・議会基本条例を制定

・請願者の陳述の実施(委員会)

・ 反問の実施

・自由討議の実施(委員会)

平成26年 ・政務活動費明細の公開

・ 行政調査報告書の公開

・本会議のインターネット中継の開始

・議案に対する賛否の公開

・議会報告会の開催

平成27年度の議会検討課題

- ①議案に対する賛否の公開に係る議会だより掲載 ②委員会録のホームページ掲載
- ③議会主催の研修会開催 ④議会広報の充実化 ⑤議会の情報化についての研究・検討
- ⑥議員の報酬等・定数のあり方 ⑦副議長の一般質問実施

江別市議会議員名簿

平成 27 年 10 月 30 日現在

期数	氏 名	ふりがな	議運	常任委員会	会派名
9	赤坂 伸一	あかさか しんいち		生活福祉	民主・市民の会
2	石田 武史	いしだ たけし		生活福祉	江別未来づくりの会
2	内山 祥弘	うちやま よしひろ	0	△総務文教	民主・市民の会
2	裏 君子	うら きみこ		△経済建設	公明党
7	岡村 繁美	おかむら しげみ		総務文教	民主・市民の会
5	尾田 善靖	おだ よしやす	0	◎生活福祉	民主・市民の会
5	齊藤佐知子	さいとう さちこ		生活福祉	公明党
1	齋藤 一	さいとう はじめ		総務文教	日本共産党議員団
3	島田 泰美	しまだ やすみ		△生活福祉	自民クラブ
5	清水 直幸	しみず なおゆき		生活福祉	自民クラブ
7	鈴木真由美	すずき まゆみ		生活福祉	民主・市民の会
2	諏訪部 容子	すわべ ようこ	0	経済建設	民主・市民の会
3	相馬 芳佳	そうま よしか	0	◎総務文教	公明党
5	高橋 典子	たかはし のりこ	0	経済建設	日本共産党議員団
3	高間 專逸	たかま せんいつ	0	総務文教	自民クラブ
3	角田 一	つのだ はじめ	0	生活福祉	自民クラブ
1	徳田 哲	とくだ さとし		経済建設	公明党
3	野村 尚志	のむら ひさし		◎経済建設	自民クラブ
1	星 克明	ほし よしあき	0	経済建設	自民クラブ
3	干場 芳子	ほしば よしこ	副議長	経済建設	民主・市民の会
1	堀 直人	ほり なおと		経済建設	江別未来づくりの会
2	本間 憲一	ほんま けんいち	0	総務文教	江別未来づくりの会
3	三角 芳明	みすみ よしあき	議長		自民クラブ
4	宮川 正子	みやかわ まさこ	Δ	総務文教	公明党
4	宮本 忠明	みやもと ただあき		総務文教	自民クラブ
4	山本由美子	やまもと ゆみこ		総務文教	自民クラブ
4	吉本 和子	よしもと かずこ		生活福祉	日本共産党議員団
	◎委員長 △副委員	長			

	<u> </u>		07:	/ 1					
・条例定数	27人	現員数	27人	(平成27:	年5月1日	現在)			
・任期	平成 2	27年5	月1日~	平成3	1 年 4 月	30日	1		
・党派別・	。 会派別相	上 構成			(平成27年5月	 1日現在)		
J W W W W W W W W W W		民主党	公明党	日本	自由	市民	無所属	合 計	
<u> </u>				共産党	民主党	ネット		0 (1)	
自 民 ク ————					9(1)			9(1)	
民 主 ・ 市	民の会	5 (2)				1(1)	1 (0)	7(3)	
公 明	党		5 (4)					5 (4)	
江別未来づ	くりの会						3 (0)	3 (0)	
日本共産	党議員団		_	3 (2)				3 (2)	
合	 計	5(2)	5 (4)	3 (2)	9(1)	1(1)	4 (0)	27 (10)	
						, , , , ,			
						()は	女性議員数		
• 当選期数	別構成								
期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人数	4	5	7	4	4	0	2	0	1
・委員会権	韩成(定 数	女)							
・委員会権	株成(定数		人数			所	管		
・ 委員会構 常任委員会	委 員 名		人 数	総務部・1	全画政策部-			査・選管・その	の他
	委員名総務						音委員会·監		の他
	委 員 名 総 務 生 活	文教	9	生活環境	部・健康福	会計課·教育	育委員会·監 本部・市立		か他
	委 員 名 総 務 生 経 経	文教福祉	9	生活環境	部・健康福	会計課·教育 祉部·消防	育委員会·監 本部・市立		か他
常任委員会	委 員 名 総 生 経 会	文教福祉	9 9 9 10	生活環境	部・健康福	会計課·教育 祉部·消防	育委員会·監 本部・市立		か他
常任委員会議会運営委員	委 員 名 終 生 経 会 会	文教福祉	9 9 9 10 5	生活環境	部・健康福	会計課·教育 祉部·消防	育委員会·監 本部・市立		D他
常任委員会	委 員 名 終 生 経 会 会	文教福祉	9 9 9 10	生活環境	部・健康福	会計課·教育 祉部·消防	育委員会·監 本部・市立		か 他

議員、	特別職等	眼酬(月額)				(単位:円)
議	長	456, 0	000	市	長	893,	000
副調	義長	407, 0	000	副市	市 長	722,	000
議	員	378, 0	000	水道事	業管理者	618,	000
監査委員	(議会選出)	40, 3	00	教	育長	618,	000
・費用弁	(黄 (平成2	21年4月1日	廃止)				
・旅費額					/*/L		
- 水黄银	日			 宿 泊 米	(単位:円) は		
	道内	 道外	 道内	道外	東京23区		
議員	2, 800	3, 000	12, 500	13, 600	14, 800		
1120 30		-,	,	,	,		
- 行政調	 査						
		実施	———— 诗期				
常任	委 員 会	<u>任期中1</u>	・3 年目				
議会運	営 委 員 会	任期中2	• 4 年目				
※海ヶ		成21年4月1日よ	り廃止				
• 政務活	動費(平月	龙25年4月1	日適用)				
対	象		会 派				
交(寸 額	月額	15, 000	円/人	(年18万円)	
・議会だ	より発行						
名	称	えべつ市	議会だより	J			
創	刊	昭和60	年6月				
発行	回数	年 4 回					
発行	経費	1,679 T	円				
発行	部数	42, 600 i	部				
	範囲	+ ~ + #	«ш L / _ /		ムムナスド	て配布し	アハス

・職 員	L XX	(平成27年		主丿							
				定	数	現	員				
†	長	部	局		527		470				
義	숲	事 務	 局		8		8				
教	育	委 舅	会		140		105				
選 挙 管	雪 理 委	員 会 3	事務局		4		3				
監 査	委	員 事	務 局		4		4				
農業	委 員	会 事	務局		6		1				
肖	防	本	部		130		130				
水		道	部		102		64				
†	立	病	院		372		368				
	合	計			1, 293		1, 153				
• 議 会	き費	(平成27年	度)			(単·	位 千円)				
	節		金額		節		金額				
1 報		動	123, 378	12 役	務費		119				
3 職	員 手 当	等	48, 626	13 委	託 料		2, 620				
4 共	済	費	75, 874	14 使用:	料及び賃借	料	89				
7 賃		金	1, 480	15 工事	請負費		1, 800				
9 旅		費	4, 701	18 備品	購入費		0				
10 交	際	費	500	19 負担:	金補助及び	交付金	5, 673				
					A =1		267 471				
	战員給与費	費 61,394 千 定数	2,611 円は除く。 8人	現員	合 計 8 人		267, 471				
※單	战員給与費	61, 394 T	円は除く。	現員庶務係長		係員	(1)				
※單	战員給与費	61, 394 T	円は除く。			係員					
※職 • 議会	战員給与費	61,394 千 定数	円は除く。			係員主査		係員	(2)		
※職 会 局長	战員給与費	61, 394 千 定数 次 長	円は除く。	庶務係長				係員	(2)		
※職 会 局長	機構	61, 394 千 定数 次 長	円は除く。	庶務係長	8人] —] —			係員	(2)		
※職会	機構	61, 394 千 定数 次 長	円は除く。	庶務係長議事係長	8人] —] —						臨時
※職会	機構	61, 394 千 定数 次 長	円は除く。	庶務係長議事係長平成25年	8人] —] —	主査			平成26年	1 2 月	臨時会
議会本会	機構 機構 活動状 会議	61,394 千 定数 次 長 3月 26	円は除く。 8人 定 (6月 15	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23	8人] —— 12月 16	主 查 臨時会	3月27	定(6月 15	平成26年 例 会 9月 23	12月 16	臨時会
議会基会本会	機構 機構 活動状 会議 期数	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5	定 6月 15 4	庶務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5	8人] —— 12月 16 5	主を	3月 27 5	定(6月 15 5	平成26年 例 会 9月 23 6	12月 16 5	臨時3
※職会局長■議会本会日	機構 機構 活動状 会議	61,394 千 定数 次 長 3月 26	円は除く。 8人 定 (6月 15	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23	8人] —— 12月 16	主 查 臨時会	3月27	定(6月 15	平成26年 例 会 9月 23	12月 16	臨時会
議会基会本会	機構 機構 活動状 会議 期数	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5	定 f 6月 15 4 8	庶務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5	8人] —— 12月 16 5	主 查 臨時会	3月 27 5	定 1 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6	12月 16 5	臨時到
★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	機構 機構 活動状 会議 期数	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	定 f 6月 15 4 8	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人] —— 12月 16 5	主 查 	3月 27 5 9	定 6 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6	12月 16 5	臨時会
 議会 本会日一 委会 美会 	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	定 (6月 15 4 8 平成: 日数 21	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人 ————————————————————————————————————	主 查 	3月 27 5 9 平成2 3数	定 6 6月 15 5 9	平成 2 6 年 列 会 9 月 23 6 11 間(分)	12月 16 5	臨時会
*************************************	機構 活動状 会 問問 会 名	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	定 (6月 15 4 8 平成 日数	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人 12月 16 5 11 (分) 554 2,202	主 查 	3月 27 5 9 平成2 3数	定 6 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6 11 間(分) 711 1,990	12月 16 5	臨時会
*************************************	(b) (c) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	度 6月 15 4 8 平成 日数 21 22 18	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人 12月 16 5 11 (分) 554 2, 202 1, 208	主 查 	3月 27 5 9 平成2 3数 19 19	定 6 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6 11 間(分) 711 1,990 1,106	12月 16 5	臨時会
*************************************	活 会 問 会員総生経 動	61,394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	定 4 6月 15 4 8 平成 21 22 18 14	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人 12月 16 5 11 (分) 554 2,202 1,208 1,288	主 查 	3月 27 5 9 平成2 3数 19 19 18 12	定 6 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6 11 11 1,990 1,106 1,017	12月 16 5	臨時会
*************************************	議員 活 会員 会員 会員 <td>61, 394 千 定数 次 長 3月 26 5 9</td> <td>度 6月 15 4 8 平成 日数 21 22 18</td> <td>底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9</td> <td>8人 12月 16 5 11 (分) 554 2, 202 1, 208</td> <td>主 查 </td> <td>3月 27 5 9 平成2 3数 19 19</td> <td>定 6 6月 15 5 9</td> <td>平成26年 例 会 9月 23 6 11 間(分) 711 1,990 1,106</td> <td>12月 16 5</td> <td>臨時至</td>	61, 394 千 定数 次 長 3月 26 5 9	度 6月 15 4 8 平成 日数 21 22 18	底務係長 議事係長 平成25年 列 会 9月 23 5 9	8人 12月 16 5 11 (分) 554 2, 202 1, 208	主 查 	3月 27 5 9 平成2 3数 19 19	定 6 6月 15 5 9	平成26年 例 会 9月 23 6 11 間(分) 711 1,990 1,106	12月 16 5	臨時至

議案等の質疑	通告制	#
	発言回数	制限する。(3回まで)
	∞= □=⊞	##### 1 #>1>
	発言時間 市長の行政報告に対	制限しない。
	する質疑	許可している。
	本会議上程前の委員	
議案等の委員会付託	会への周知方法	行っている。
		(委員会を開催し、部長以下の説明を受けている。)
	付託の基準	特に基準はないが、即決で行うものは次のとおり。
		①人事案件
		②議員提出議案
		③その他
		 休憩し、議会運営委員会にその取扱いを諮ることを基本
議事進行発言の取扱い	議長の取扱い	としている。
 計論	通告制	無
	発言者	制限しない。
└ └一般質問	代表質問制	無
		定例会の初日からおおむね6日目。
	質問日	常任委員会の審査後となる。
	質問時間	 総括質問総括答弁方式は、1回目は30分以内とし、2
	X ICI CY IEI	回目以降は前回の時間を超えない範囲。
		一問一答方式は、合計で 4 5 分以内。
	C 44 4 170	MIRIT - 1 (0 C) 1
	回数制限	制限する。(3回まで)
	方法	│ │1 回目のみ登壇する。2回目以降は質問席。
	通告期限	本会議初日散会後、1時間。
	通告内容	具体的に記入することとしている。
	質問順位	抽選。
	貝印順区	四度。 同一会派より複数の通告があった場合は、会派内で順位
		を決めグループ毎に抽選する。
当初予算の審議方法		予算特別委員会を設置し付託。
		質疑は事前通告制。
補正予算の審議方法		各常任委員会へ付託。
		口中に女兵工、いむ。
決算審査の方法		決算特別委員会を設置し付託。

		提出	4件数	前	合			議	決 刑	15 態	別			議	
		市	議	回		原	認	同	原	否	撤	取	そ	決	
		長	会	ょ		案	定		案			IJ	の	合	
		提	提	IJ	計	可	承	意	修	決	回	下	他	計	
		出	出	継		決	認		正			げ			
				続											
	条例	31			31	31								31	=
	予 算	19			19	19								19	
議	委員会条	列			0									0	
	専決承認	ļ													
	(179条	3			3		3							3	
	選任・任	命 5			5			5						5	_
	一般議案	15			15	15								15	_
案	再 掲														
	(訂正・撤)	回)			0									0	
	計	73	0	0	73	65	3	5	0	0	0	0	0	73	
	推薦		2		2								2	2	
そ の	諮問	5			5								5	5	
他	決 算(認)	定) 8		5	13		8							8	
	計	13	2	5	20	0	8	0	0	0	0	0	7	15	
	意見書案		18		18	18								18	
	決議案				0									0	
	請願		8		8								8	8	
	陳情		11	1	12								11	11	
	その他				0									0	
	計	0	37	1	38	18	0	0	0	0	0	0	19	37	
小	1	86	39	6	131	83	11	5	0	0	0	0	26	125	_
	専 決 (180				4								4	4	_
報	議員諸報				0									0	_
告	監査報告		14		14								14	14	_
	その他	14			14								14	14	-
	選 挙		+		0									0	-
<u>合</u>		104	53	6	163	83	11	5	0	0	0	0	58	157	-
付		設置	2		2								2	2	-
議		廃止	1		0									0	_
事	辞職許可		_	_	0									0	_
件	その他]			0									0	

江別市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条―第4条)
- 第3章 市民と議会との関係(第5条・第6条)
- 第4章 市長等と議会との関係(第7条―第9条)
- 第5章 委員会の活動(第10条―第12条)
- 第6章 議会機能の強化(第13条―第16条)
- 第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬(第17条―第19条)
- 第8章 議会改革(第20条)
- 第9章 最高規範性及び見直し(第21条・第22条)

附則

市民が直接選挙する議員で構成される地方自治体の議会は、自治体の長と共に二元代表制の一翼を担っており、監視機能や立法機能の発揮が期待されている。また、地方自治の本旨にのっとった団体自治と住民自治に根ざしたまちづくりにおいて、地方自治体の議会が果たすべき役割は、地方分権の進展に伴って大きなものとなっている。

このような中、江別市においては、江別市自治基本条例に規定された議会の 役割と責務に基づいて、市民意思の的確な把握に努め、自由かったつな討議を 通じて、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任 のある議会活動が求められている。

私たち江別市議会(以下「議会」という。)は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例(以下「条例」という。)をここに制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性 化を図り、市民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的と する。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。
 - (1) 公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。

- (2) 市民等の多様な意見や知見等を的確に把握するよう努め、政策調査、政策提案及び政策提言の充実を図り、市政に反映させるための議会運営に 努めること。
- (3) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営に対する監視及び評価機関としての役割を果たすこと。
- (4) 市民の傍聴及び参加意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を市 民に対し説明する責任を果たすこと。
- (6) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申合せ事項等を継続的に見直すこと。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。
 - (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握し、これを 政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるために不断の研さんに 努めること。
 - (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体 の福祉の増進を目指して活動すること。
 - (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
 - 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
 - 3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で 調整を行い合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

- **第5条** 議会は、市民に対し、積極的にその有している情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。
 - 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委 員会」という。)等の会議は、原則として公開するものとする。
 - 3 議会は、地方自治法に規定された制度等を十分活用し、市民の専門的な 識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を 多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
 - 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、請願の審査に おいては、当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な議会 広報活動に努めなければならない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策提案、政策提 言等を通じて、市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければなら ない。

(質疑及び質問)

- **第8条** 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑又は質問は、広く市 政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。
 - 2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けた ときは、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、答弁 に必要な範囲で反問し、又はその趣旨を確認することができる。

(議会への重要政策等の説明)

- **第9条** 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における 論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げ る事項を明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策提案の根拠
 - (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
 - (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
 - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 関係法令、条例等
 - (7) 財源措置
 - (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果
 - 2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執 行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評 価に資する審議に努めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の役割)

- **第10条** 委員会は、本会議における審議、表決を行うための審査及び調査機関 としての役割を担うものとする。
 - 2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

(討議による合意形成)

第11条 委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、その課題などについて共通理解を深めるため、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

(委員会の運営)

- **第12条** 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査 研究するよう努めるものとする。
 - 2 委員会は、その役割を果たすために公聴会制度、参考人制度等を活用するよう努めるとともに、請願者の陳述機会を設けるものとする。
 - 3 委員会は、審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第6章 議会機能の強化

(政務活動費)

- 第13条 会派又は議員は、政策提案、政策提言、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の執行に当たっては、江別市議会政務活動費の交付に関する条例等を順守しなければならない。
 - 2 使途については、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策調査、政策提案、政策提言等の能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の組織体制の整備)

第16条 議会は、議会の政策提案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

- **第17条** 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正に、その職務を行わなければならない。
 - 2 議員は、市民の代表者として、良心と責任感を持って、品位を保持し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は、市政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の 審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、 江別市議会議員定数条例で定めるものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来 予測等を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考 慮し、江別市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めるものとする。

第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、専門的知見を活用するな ど調査研究を進め、委員会等において、常に議論を深めるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

- **第21条** この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。
 - 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。
 - 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期 開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

(見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

◎総務文教常任委員会

相馬芳佳委員長より、

- 1、市民参加条例制定事業
- 2、公共交通利用促進事業
- 3、校舎屋体耐震化事業

以上の3件について、資料の通り平成27年度の主な事業の説明があり(資料については、 P21~P23)、質疑を受けました。

◇質疑

参加者:女性の議員が10人もいる。党派とか会派に関係なく、女性議員が一つの組織を 作って男女共同参画に力を発揮してほしい

司会 : 意見として受け止める

参加者:公共交通利用促進事業について、収支については、どのように見積もりを取られたのか。この路線が実用に耐えうるものか、検討されたか。

委員長:この事業は、バス路線をどう運用すれば多くの人が利用できるか、利用の仕方に ついて掌握するための実証運行実験。

委員 :補足説明。この近くを走る既存の路線でも、バス事業者にとっては経営が厳しい。 どうやったらもっと乗っていただけるかということが、江別市地域公共交通会議の中で 上がったと聞いている。8の字での効率的な運行により、乗客の利便性、事業者の経営 面での効果等、試行的に運行させる事業。皆さんにも乗っていただいて、議会にご意見 を寄せていただきたい。

常任委員会活動報告 ~総務文教常任委員会~

1 総務文教常任委員会の概要

- 定 数 9人
- 任 期 2年

委員長 相馬芳佳

副委員長 内山祥弘

委 員 岡村繁美 齋藤一 高間専逸 本間憲一 宮川正子 宮本忠明 山本由美子

・所管部局 総務部、企画政策部、会計課、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会 及び公平委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない 事項

2 総務文教常任委員会の平成27年度の主な事業

(1) 市民参加条例制定事業(企画政策部政策推進課)(予算額 10 万 9 千円)

(参考: 平成 26 年度予算額 63 万 3 千円 条例制定のための市民ワークショップ・制定委員会の開催費用)

平成21年に制定された江別市自治基本条例の第24条第5項の「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。」という規定に基づき、また、平成25年12月に本条例を「すみやかに」制定することを求める請願が議会で採択された事を受けて、6月の議会で本委員会に付託され、審査では市長にまで質疑を行い、議会において賛成多数で可決され、制定されました。10月1日から施行されました。

この市民参加条例は、市の施策、事業を行うにあたり、企画立案から実施、評価に至る各過程で、多様な市民の皆さんの意見を反映させるための制度・手法を定めるもので、それぞれの市民参加制度等(附属機関等の設置、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、アンケート調査など)を実施するにあたっての必要な事項(対象や実施時期、会議や結果の公表など)が規定されています。

(2) 公共交通利用促進対策事業(企画政策部政策推進課)

(前年度3月補正予算に前倒し1800万円)

平成26年度に改正された都市計画マスタープランとして、交通利便性の高いまちづくりの検討の中、26年10月に地域公共交通会議を設置しました。バスの利便性や交通機能向上の検討に向けた会議を行っています。

これにより、駅を中心とした効率的なバス交通体系の検討をするために、利用調査等の結果に基づき、本年10月19日から翌年2月20日まで、駅周辺と住宅地を結ぶ、野幌駅を起点としたバスの実証運行を実施しています。1周9キロ25分、40分ごとに1便発車し交互に周回、大人190円で乗車できます(資料参照)。

また、郊外などの移動手段等についても、今後の地域公共交通会議で検討することになっています。

(3) 校舎屋体耐震化事業(教育部総務課)

江別太小学校が7月、江別第一中学校が8月に新校舎が完成しました。江別太小学校は、改築工事費19億9千万円余り、校舎も体育館も鉄筋コンクリート造になり、耐震化(震度6強 まで)されました。災害の備えとして防災備蓄庫が設置され、毛布や非常米等の備蓄が予定されています。また、地域開放として音楽ホールや情報図書館の分館機能も備えられました。江別第一中学校も改築工事費17億9千万円余り、校舎が鉄筋コンクリート3階建てになりました。こちらも防災備蓄庫がつくられています。

来年10月使用開始予定の、江別第一小学校校舎(建築費等約19億円)も完成まで1年となり、この統合校の完成によって、江別市内の小中学校の耐震化率は100%となります。計画がスタートして12年余りの年月が掛かりましたが、安心安全な環境が子どもたちにも避難場所等として市民にも提供される事業の一つです。



10月からバスの実証運行を行います!

市では、市民の代表や、バス事業者、行政等で構成される、江別市地域公共交通会議 (事務局: 江別市) において、 市内の公共交通の利便性向上に向けた検討や協議を行っています。

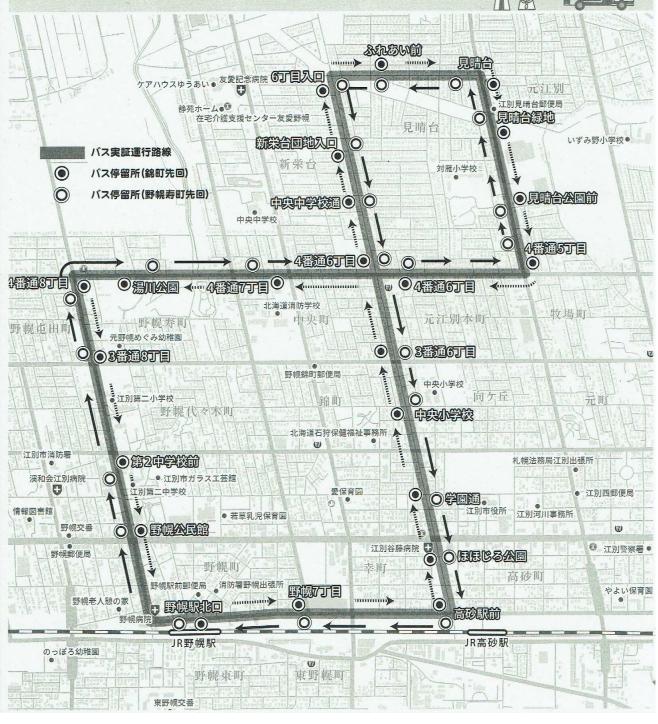
その一環として、平成27年10月19日(月)から約4ヶ月間にわたり、JR野幌駅を発着点にバスの実証運行を行います。

駅を中心としたまちづくりを進めるため、バス交通の再編の検討に向けた調査として行うものです。

実証運行期間中は、アンケート調査や利用状況に関する調査を実施いたします。皆さんの積極的なご利用と各種調査へのご協力をお願いします。







◎生活福祉常任委員会

尾田善靖委員長より、

- 1、やすらぎ苑整備事業
- 2、平和祈念式典·戦没者追悼式開催事業
- 3、障がい者就労相談支援事業、生活困窮者自立支援事業
- 4、院内情報システム(電子カルテ等)整備事業

以上の4件について、資料の通り平成27年度の主な事業の説明があり(資料については、 P25~P26)、質疑を受けました。

◇質疑

- **参加者**: 4の事業とは直接関係はないが、市立病院のことで聞きたい。広報に病院の決算が載っており、議会だよりにも特別会計が承認されたと書いてあるが、その内容がよくわからない。緊張感持ってチェックするのが議会の大切な役割。病院会計について情報をどのように市から取り寄せているのか、議会でどんなやり取りをしているのか。
- **委員長**:市立病院の問題というのは市民の関心のあるところだと思う。決算特別委員会ではいろいろな資料の提出を求め審査している。赤字の問題についても指摘している。一方、地域の医療・江別の医療を守る上で、その中心としての期待もある。そうした議論をしながら判断・評価し、決算を認定してきている。
- **参加者:**「くらしサポートセンターえべつ」の対象となる生活困窮者どのくらいいるか、把握しているか。またその情報の吸い上げはどうするのか、自ら困っていると相談に来るということなのか、地域の民生委員などを通じて吸い上げるのか、この資料ではわからない。1500万円の予算はどういうものか。
- **委員長:**困窮者の人数は正確にはつかめていない。生活困窮者自立支援制度は国が始めた制度であり、「くらしサポートセンターえべつ」に相談員を置いた。9月末で173件の方が相談に来られている。1500万円は相談員配置の予算。市民に安心して相談に来てもらえるような事業にしていきたい。

常任委員会活動報告 ~生活福祉常任委員会~

1 生活福祉常任委員会の概要

- •定数 9名
- •任 期 2年

委員長 尾田善靖

副委員長 島田泰美

委 員 赤坂伸一 石田武史 齊藤佐知子 清水直幸 鈴木真由美 角田一 吉本和子

· 所管部局 生活環境部、健康福祉部、市立病院、消防本部

2 生活福祉常任委員会の平成27年度の主な事業

(1) やすらぎ苑整備事業 (生活環境部 市民生活課)

市営墓地やすらぎ苑において、平成27年度より合同墓を供用開始した。

- · 予算 1,109千円(合同墓関連事務経費分)
- ・供用開始 平成27年6月1日
- ·全体面積 約120㎡(約36坪)
- ・埋蔵体数 約5,000体
- · 使用料 8,000円
- ・申し込み状況及び埋蔵状況(9月18日現在)

į	申 込 件 数	ξ	埋 膚	55 AMT
市内	市外	計	件数	体数
1 1 6	1 7	1 3 3	1 2 2	2 5 7

(2) 平和祈念式典・戦没者追悼式開催事業 (健康福祉部 管理課)

平和都市宣言及び平和の碑の設置を受けて、戦没者に対し追悼の心を捧げるとともに、平和について広く市民、特に若い世代を中心に認識してもらうことを目的として、「江別市平和のつどい」を開催した。

- 予算 703千円
- ·日時 平成27年7月22日
- ・場所 市役所前庭 平和の碑前
- ・参加者 223名(前年比117名増)

(3) 障害者就労相談支援事業、生活困窮者自立支援事業 (健康福祉部 福祉課)

市内在住の障がい者(身体・知的・精神・難病)の就労を促進するための相談室「すてら」、及び生活保護の対象とならない生活困窮者を対象とした困りごとの相談窓口「くらしサポートセンターえべつ」を開設した。

• 予算

障害者就労相談支援事業 9,088千円 (平成26年度予算を全額繰り越し) 生活困窮者自立支援事業 15,507千円

• 施設概要

	開設日	場所	職員体制
ه سامل			所長兼就労相談員1名、
すてら	平成27年8月3日	野幌代々木町15-3	定着支援員1名
くらしサポート	亚比0.7年4月1日	錦町14-87	主任相談員1名、相談支
センターえべつ	平成27年4月1日	総合社会福祉センター内	援員兼就労支援員1名

(4)院内情報システム(電子カルテ等)整備事業 (市立病院 病院情報システム課)

電子カルテなどの院内情報システムが平成27年2月から本格稼働した。

- · 予算 約56,000千円 (保守管理委託料他)
- ・導入メリット

専用パソコンを通じてスタッフ間で医療情報を瞬時に共有できる、医療行為に おけるチェック機能がコンピューターでサポートされる、検査結果の伝達が迅 速に行われることなどにより、医療の安全と質の向上や患者サービスの向上が 期待される。

◎経済建設常任委員会

野村尚志委員長より、

- 1、総合特区推進事業
- 2、新栄会館の建て替え事業(市営住宅新栄団地)
- 3、断水対応マニュアル

以上の3件について、資料の通り平成27年度の主な事業の説明があり(資料については、 P29~P30)、質疑を受けました。

◇質疑

参加者:議会は議論しただけで何年も実行されないのを見過ごすのか。旧ヒダ工場の取得後、塀が見苦しいと質問した議員がいる。こういうことが許されるのか。また、旧ヒダ工場は今回の改修工事で屋根の部分がまったく違う形になっている。この建物の取得の目的を忘れているのではないか。産業遺産として取得したと思う。建物の保存という目的と違ってしまう。どうしても元の形に改修して欲しいというのが、私の願い。

司会 : 質問に対する答弁があったのに、なかなか答弁通りにされなかったとのこと。常任委員会に関することではないので、経過を調べた上で報告させていただく [※1]。その他については意見として受け止める。

参加者: 委員長の報告になかったが、江別の顔づくり事業はどうなっているのか、委員会としてどう考えているのか。

委員長: 江別の顔づくり事業は、継続して行われている事業であり、去年の集いでその当時の委員長から報告させていただいた。今回は、今年度の新たなものを報告させていただいた。江別の顔づくり事業については、道路の整備等それぞれ改良を重ね、事故のないよう明るい街路灯など、安全を考えた対応をしているものと考えている。いま実施されている工事が年度内に完了するので、審議する機会がある。それについてはあらためて報告したい。

参加者: つまりはアイディアがないということ。できた店が8丁目の反対側を向いている。 あれで8丁目が活性化するのか。もっと緊張感を持って、まちがどうあるべきか考えて ほしい。

司会 : 意見としてうかがう。

参加者: 断水対応マニュアルについて。今回の断水では、野幌の向こう側は出る、こちら側は出ない状態だった。情報も不十分だった。断水が起きないように、整備されたのか。

委員長:江別市の水道は、千歳川と漁川の2系統から引いている。絶対大丈夫かと言われ

ると答えきれないが、予防するために貯水池を増やしている。今後、また起きないよう に努力をしている。

参加者:今回聞いていて、質問の中には行政が絡むことも多いと感じた。傍聴でもいいから、行政職員にも参加して聞いてほしい。

司会 : 意見としてうかがう。時間の制約もあるので、他に意見などがあれば要望はアンケートに書いていただきたい。

[※1] 本会議及び各種委員会の記録をすべて調査いたしましたが、この件について取り上げられた事実はありませんでした。

常任委員会活動報告 ~経済建設常任委員会~

1 経済建設常任委員会の概要

- ・定数 9名(一名欠員 8名)
- •任 期 2年

委員長 野村尚志

副委員長 裏 君子

委 員 高橋典子 干場芳子 諏訪部容子 徳田哲 星克明 堀直人

• 所管部局 経済部、農業委員会、建設部、水道部

2 経済建設常任委員会の平成27年度の主な事業

(1) 総合特区推進事業(経済部)

平成23年12月に北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(フード特区)が国からの認証を受け、北海道をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発拠点とすることを目的に5年間の計画で実施しており、当市においてもその推進に当たって本事業を実施している。

フード特区のこれまでの成果は、平成22年度を基準として、海産・農産品関連施設の整備等による輸入代替の増加額と道産品の輸出支援による輸出の増加額とを合計し、全体の目標額221億円に対して、91%の200億2,000万円の実績となる。

また、北海道食品機能性表示制度の認定では、平成25年4月に創設された北海 道独自の北海道食品機能性表示制度、愛称ヘルシーDoにより、平成25年8月の 第1回から平成27年3月の第4回までに計23社、43商品が認定された。

市内では、株式会社日本健康食品研究所の西洋カボチャ種子油とアスパラの力、 株式会社菊田食品のオリゴノール寄せ豆腐の3商品が認定されている。この中で、 西洋カボチャ種子油とアスパラの力は、北海道情報大学の食の臨床試験の成果が認 定につながった商品である。

平成27年度においては、関係機関との連携や個別企業へのフォローアップを引き続き実施しながら、市内におけるフード特区の取り組みを推進し、さらに、新商品開発モデル事業や、海外販路開拓支援、フード特区広報事業を通じ、市内企業の支援及び市外の食関連企業への江別市のPRを進める。

(2) 新栄会館の建て替え(建設部)

本年度実施事業である新栄団地建替事業において、住居棟にあわせて新栄会館を建て替えるもので、竣工は11月上旬、供用開始は12月を予定している。現在の新栄会館は、昭和48年に建設、木造平家建てであるが、新しい会館は、鉄骨造平家建てになり、住居棟と渡り廊下で接続される。

間取りは、A室80平方メートルからC室15.8平方メートルの3室。A室とB室は可動間仕切りにより仕切られ、使用用途によっては2室を1室として使用することも可能である。給湯機能を持った調理室、物品庫、オストメイトトイレやベビーベッド等を装備した多機能トイレを整備している。

使用料は、時間帯により200円から1,400円まで、新栄団地自治会の活動 以外でも使用できる。

新栄団地の自治会に関連した活動は10割減免となるほか、社会教育団体や社会福祉団体は5割減免、子育て支援に係るサークル活動などについても10割減免の予定している。

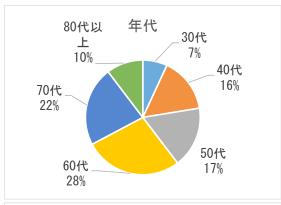
(3) 断水対応マニュアルの見直し(水道部)

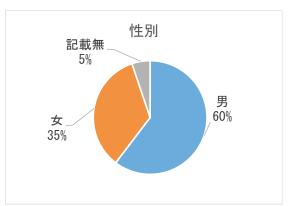
昨年9月に発生した断水災害の対応で、大規模な断水になる可能性を早い段階で 察知することができなかったことから初動対応がおくれ、市全体の情報連携が行き 届かなかったため、それぞれの持ち場についた職員間での情報共有ができず、水道 部と一般部局との情報伝達などに多くの課題が見つかったことから、今回の断水で 明らかとなった課題を解決するために、総務部危機対策室と調整を図りながら職員 の行動マニュアルについて見直し作業を行った。断水時の応急給水や早期回復など の応急対策を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、市民生活への影響を最小限 にすることを目的とする。

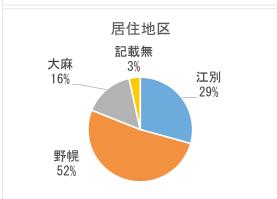
このマニュアルの適用範囲は、原水濁度の上昇などにより、浄水処理において取水を停止せざるを得ない対応が必要なレベル3となった場合、または何らかの要因により断水が避けられず、推定断水人口が3万人以上の場合に適用となるものである。

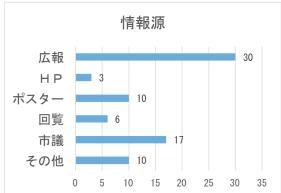
今後運用していく中で、災害対応訓練等も行いながら適宜修正等を行い、実効性 のあるマニュアルにしていく。

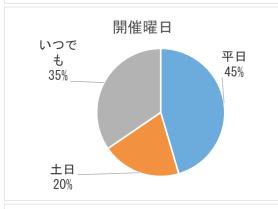
回収数:58

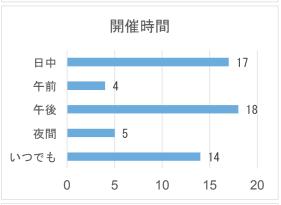


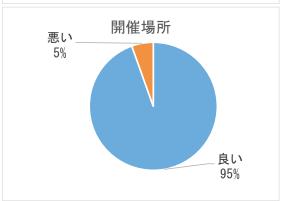


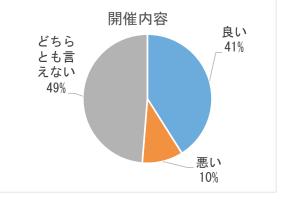












性別	年代	地区	自 由 記 述 (記載通りに入力してあります)
女	60	江別	市民からテーマを募集して親しみやすく、意見交換したらどうでしょうか? 女性議員
タ	00	(上刀)	がハキハキしていて良かった。
女	70	野幌	時間のゆるす限り年間行事に取り入れてほしいです。
			2回目ですが時間がなく意見交換できません。議会報告会は年一回では無理です。年4
			回行われる議会の報告は議会終了後に行うべきです。実施ヶ所も少なくとも江別、野幌、
男	80	大麻	大麻の3ヶ所出来れば更に増やして行うべきです。意見は情報提供があって始めて出て
			きます。キチッと報告説明を行った上で意見交換を行うべきです。「市議会だより」を
			テキストにしてもいいと思います。栗山は先駆自治体です。勉強してください。
男	50	野幌	途中で帰られる人がでてもよいことを前提に時間に余裕を持たせて開くのを期待する
ш	0.0	`~ !!!	・質疑応答に関して何ら今回のテーマに沿ったものかなかった。・質問が長い。参
男	30	江別	加者の不満を言う場所ではないと思うが。・結局は議会というより江別市に不満のあ
			る人の参加が目立つ。
			いつも市民の為にお疲れさまです。日頃のご尽力に感謝申し上げます。江別に住んで30
ш	CO	上広	年になりますが、今回の企画はとても良いと思います。始めて参加しました。2回目と
男	60	大麻	いう事ですので少しずつ改善され、色々な年代職種等々の方が参加し、市民の意識が向上すれば市も良くなると思います。隔年でテーマ内容、日程等に変化もつけながら柔軟
			こうればいりはくなると心でよう。隔中でクーマ内谷、口径等に変化もうりなから未軟 にやると良いと思います。議会だよりも時々目を通しています。
			委員会報告と質疑という内容、進め方はこの"集い"にマッチしていない。やり方の改
男	70	野幌	善を望む
女	50	野幌	良かった
女	60	野幌	行政サイドの意見、考え等聞きたい
男	80	野幌	市職員の実態市民税の報告があってもよかった
•			時間的制約であり不充分である。一般的質問があるが、何処で発言して良いかわからな
男	60	江別	い。開催したと云う事だけで内容が未熟であり残念である。
•••••			たくさんの年代、色々な立場、職種の市民が参加できる集いが良いと思います、参加が
			少なくてもその方々も貴重な1人としてたくさんのパターンで開催を希望します。 江
			別市に養護高等学校を!!どういう伝え方でどこで誰が発信すると思いが伝わるのでし
			よう。現在、江別市から新篠津や小樽などへ寄宿舎生活の人が多いです。そこには学校
女	40	野幌	休業日前日の送迎が必要です。心も身体も疲れます。良いともありますが。10月から
			のバス利便性向上とても助かります。まだ未経験ですが。AM8:00 頃の JR に乗れるバス
			も有ると良いです。路線は便利です。定期もつかえるともっと利用者は増えると思いま
			す。suika、sapikaも使えたら良いです。選挙だけの議員さんが現実の議員
			さんとなりました。若い世代の方々にも感じて欲しいと思います。
無	60	野幌	江別は生活しやすい平和な町です。市立病院の健全な経営を願います(血税)
男	80	大麻	初めて参加したが、余り意味がなかった 何か祭りごとのように感じた 広報、自治会
			ヘテーマ、内容事前に知らせ事前研究をさせ発言を求めるとよいと思う
女	70	野幌	初めて参加しましたが、年に二回程開いて欲しいです。
無	80	野幌	苦情の話合いの場でないと云うことを良く理解させてスタートさせてほしい。時間をか
			けて継続して行くことが、この集いを理解するのではないかと思います。
男	50	大麻	行政問題についてのやりとり(市に対する質問等)が多すぎ。市民と『議会』の問題へ
			と導いて下さい。
			27年度の議会検討課題の中で⑥定数のあり方ですが削減してほしいと思います 一度
++	40	記載	も一般質問もせず、何をしているのかも思えない議員の人がいるので無駄と感じます。 その一方で⑦なぜ副議長だからといって一般質問できないのでしょうか?理解できま
女	40	無	せん。全議員質問OKでいいのではないでしょうか もう少し意見交換できる環境を作
			でん。主職負負向OKでいいのではないでしょうが もう少し息兄父換できる泉境を作ってほしいです
女	70	江別	市民いいたい人の説明が不明のことが多い意見がおおかったこと
メ	10	1上刀リ	

	ĺ		
男	70	野幌	①後日議会事務局宛に文書郵送したく考えておりますのでよろしくお願い申し上げま
	4.0	See Pul	す。②もう少し長時間であれば良いでしょう。
女	40	江別	貴重な体験をさせて頂きました。
男	70	野幌	(顔) まちづくりを取り上げてほしい。
女	50	野幌	質問する人は自分の言いたい事をまとめて話して欲しい。この様な機会は大事と思います。
男	60	野幌	開催場所が多くの人が集合する場所がよいとの意見がありましたが、市議会議場に入る ことはない事なので非常に良かったと思います。続けていただければ良いと思います。
男	50	江別	良い催しだと思います。もっと議会が市民に近づくべきと思います。
女	60	野幌	要望にも出ていたが市長、各部長など参加して市民の生の声をきいてほしいと思った。 参加して良かった。次回もしてみたいと思う。準備して下さった皆様、ありがとうござ
女	50	野幌	いました。 報告会の開催について、年に1回ではなく議会開催ごとか少なくても年2回の開催が望ましいと思います。また、平日、土日、日中、夜間、場所についてもいろいろなパターンで開催してほしいです。質問した方々のお話を聞いていて、市民が市政について質問、意見を言う場が、いかに少ないかと思いました。議会報告会以外にも、意見を言える場があると良いです。
男	40	野幌	市政、議案報告でなく、議会の機能かつ他の都市との比較、議員団、議会としてのビジョンがあっても良かったのではないでしょうか。
男	30	野幌	(参加者) 自らの意見が市民全ての意見と間違いされている方々もおりますが、江別市 のためによろしくお願いします。
男	30	野幌	市民の質問内容が今回の趣旨とズレている場面が多数でした。あらかじめ資料等でのご注意があると助かります。進行などでやわらかく注意をお願いいたします。(時間制限など…)
男	70	野幌	会場は持回りで変えても良いのでは
男	70	江別	質問と議員さんの間の意見が少しくい違いがあった様で住民と話し合いと、には、良かったと思います。色々な見方がある事で市民相談の大事さを痛感しました
女	40	野幌	議会検討課題の項目の中で議員定数について書かれていますが、一般質問をしないまたは、ほとんどしない議員がいるように思います。一般質問をしないということは市民の声を届けるという役割をはたとていないと思います。定数の削減を要望します。それと副議長の一般質問の実施について書かれていますが、他市町村では副議長の一般質問を行っている自治体もあると聞きます。市民の代表として発言する貴重な機会に根拠のない制限をつけないでほしいです。
男	40	大麻	プログラムの主旨とかけはなれた質疑応答が多すぎる気がします。 仕方ないことなの かも知れませんが、個人主観の質疑が多すぎて内容がよくわからなかったです。
男	30	大麻	議会と市民の距離を縮めて、共にまちづくりを行うパートナーなんだという実感を得られる会となればと期待しておりました。でもやはり、物を言いたい人の言う場になってしまうのが残念です。物を言いたい人はどうしても言いたくなるので、それに特化した場、ガス抜きの場があってもよいのかもしれません(聞く人は大変かと思いますが)。一部の怒れる人のために、建設的な意見を言いたい人が言えないのは、もったいないと思います。
男	50	大麻	議場での開催は良いと思います。各委員会の活動報告に時間が裂かれるのはもったいない。
男	60	江別	本年度はスムーズで良かったと思います。
男	70	江別	一般市民の要望を市議の方に申し入れする場は、どのような場があるか知りたい。